

## 新潟市水道局建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 新潟市水道局が行う建設工事（以下「工事」という。）の一般競争入札又は指名競争入札における発注基準及び工事の指名競争入札における業者の選定については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(発注基準)

第2条 新潟市水道局建設工事入札参加資格審査要綱の規定により格付した業者の級別に対応する発注の基準となる工事のランクは、別表第1のとおりとする。

(一般競争入札の参加資格要件、指名業者の選定)

第3条 一般競争入札に参加できる資格者及び指名競争入札における指名業者の選定は、新潟市水道局契約規程（昭和59年新潟市水道局管理規程第5号）第6条に規定する有資格者名簿の中から行うものとし、格付業種は原則として別表第2及び別表第3によるものとする。

2 指名業者の選定にあたっては、中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。以下同じ）の育成を配慮しながら、水道局発注工事の公共性にかんがみ、建設業者に均等な受注の機会を与えるよう次の事項に留意して厳正を期するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 市内業者優先
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持工事の状況
- (7) 当該工事施工についての技術的適性
- (8) 安全管理, 労働福祉の状況

(9) 工事受注実績及び当該年度指名状況

3 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けていないものは、原則として指名選定しないものとする。

（特例）

第4条 災害等により緊急に施工が必要な工事，特殊な技術・経験・機械器具を必要とする工事，その他特別の事由のある工事については，工事ランクなどにかかわらず適当と認められる業者を指名選定できるものとする。

2 関連工事（保守工事を含む。）については，工事ランクなどにかかわらず当該関連工事の既施工業者を指名選定できるものとする。

（指名業者数）

第5条 指名業者数の標準は，概ね10者とし，必要により適宜増減できるものとする。

2 前項の規定は，工事の性格に照らし，特殊な技術・経験・機械器具を必要とする工事，その他特別な事由のある工事については，適用しないことができるものとする。

（随意契約の相手方の選定）

第6条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号の規定による随意契約の相手方の選定は，第3条及び第4条に準じて行うものとする。

附 則

この要綱は，平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成15年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(1) 工事ランク

別表第1 (第2条関係)

工事ランク	土木一式工事	建築一式工事	管工事 電気工事	造園工事
S	30000万円以上	30000万円以上		
A	30000万円未満 8000万円以上	30000万円未満 8000万円以上	4000万円以上	3000万円以上
B	8000万円未満 3000万円以上	8000万円未満 3000万円以上	4000万円未満 1000万円以上	3000万円未満 1000万円以上
C	3000万円未満 700万円以上	3000万円未満 700万円以上	1000万円未満 250万円超	1000万円未満 250万円超
D	700万円未満 250万円超	700万円未満 250万円超		

(2) 工事ランクごとの一般競争入札参加業者の範囲

別表第2 (第3条関係)

工種	工事ランク	金額の範囲	
土木一式工事	S	3億円以上	S級業者
	A	2億円以上	S・A級業者
		2億円未満 8000万円以上	S～B級業者
	B	8000万円未満 5000万円以上	S～B級業者
		5000万円未満 3000万円以上	B・C級業者

	C	3000 万円未満 1000 万円以上	B～D 級業者
建築一式工事	S	3 億円以上	S 級業者
	A	1 億円以上	S・A 級業者
		1 億円未満 8000 万円以上	S～B 級業者
	B	8000 万円未満 5000 万円以上	S～C 級業者
		5000 万円未満 3000 万円以上	B・C 級業者
	C	3000 万円未満 1000 万円以上	B～D 級業者
管工事，電気工事	A	4000 万円以上	A 級業者
	B	4000 万円未満 1000 万円以上	A・B 級業者
造園工事	A	6000 万円以上	A 級業者
		6000 万円未満 3000 万円以上	A・B 業者
	B	3000 万円未満 1000 万円以上	A～C 級業者

(3) 工事ランクごとの指名業者の範囲

別表第3 (第3条関係)

工種	工事 ランク	金額の範囲	指名できる業者の 範囲
土木一式工事	C	1000万円未満	B D級業者 : 50%以下
建築一式工事		700万円以上	C級業者 : 50%以上
管工事	C	700万円未満	C級業者 : 50%以下
電気工事		250万円超	D級業者 : 50%以上
造園工事	C	1000万円未満	A～C級業者
		250万円超	(B C級業者優先)

注 特殊な技術が必要な工事または、管理者が特別の理由があると認める場合は、上記にかかわらず入札参加業者を限定することができる。また、該当の業者が少数等、特段の必要がある場合は、上記にかかわらず他の級の建設業者を入札に参加させることができる。

(別表第2・3共通)